

平成30年第5回

中津川市議会（定例会）議案

平成30年11月28日

平成30年第5回中津川市議会（定例会）議案目次

議第105号	中津川市地域事務所設置条例及び中津川市地域総合事務所設置条例の一部改正について・・・・・・・・・・	3
議第106号	中津川市奨学資金貸与条例の一部改正について・・・・・・・・・・	5
議第107号	中津川市病児保育所の設置等に関する条例の制定について・・・・・・・・	7
議第108号	中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	11
議第109号	工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・	13
議第110号	工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・	14
議第111号	損害賠償の額の決定について・・・・・・・・・・	15
議第112号	市道路線の認定について・・・・・・・・・・	16
議第113号	市道路線の変更について・・・・・・・・・・	18
議第114号	市道路線の廃止について・・・・・・・・・・	20
議第115号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・	22
議第116号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・	23
議第117号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・	24
議第118号	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・	25

議第105号

中津川市地域事務所設置条例及び中津川市地域総合事務所設置条例の一部改正について

中津川市地域事務所設置条例及び中津川市地域総合事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年11月28日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

神坂事務所の所管する区域を変更するため、この条例を定めようとする。

中津川市地域事務所設置条例及び中津川市地域総合事務所設置条例の一部を
改正する条例

(中津川市地域事務所設置条例の一部改正)

第1条 中津川市地域事務所設置条例（平成11年中津川市条例第2号）の一部を
次のように改正する。

第2条の表中津川市神坂事務所の項所管区域の欄中「神坂」の次に「、同馬籠」
を加える。

(中津川市地域総合事務所設置条例の一部改正)

第2条 中津川市地域総合事務所設置条例（平成17年中津川市条例第2号）の一
部を次のように改正する。

第2条の見出し及び同条中「及び位置」を「、位置及び所管区域」に改め、同
条の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
中津川市山口総合事務所	中津川市山口1616番地3	中津川市山口の区域
中津川市坂下総合事務所	中津川市坂下1665番地5	中津川市坂下及び上 野の区域
中津川市川上総合事務所	中津川市川上1437番地1	中津川市川上の区域
中津川市加子母総合事務 所	中津川市加子母3519番地 2	中津川市加子母の区 域
中津川市付知総合事務所	中津川市付知町4956番地 43	中津川市付知町の区 域
中津川市福岡総合事務所	中津川市福岡714番地2	中津川市田瀬、下 野、福岡及び高山の 区域
中津川市蛭川総合事務所	中津川市蛭川2178番地8	中津川市蛭川の区域

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第106号

中津川市奨学資金貸与条例の一部改正について
中津川市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年11月28日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

学校教育法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

中津川市奨学資金貸与条例（平成26年中津川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 専門職大学（専門職短期大学を含み、専門職大学院を除く。以下同じ。）

第3条第1項第1号中「大学」の次に「、専門職大学」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第107号

中津川市病児保育所の設置等に関する条例の制定について
中津川市病児保育所の設置等に関する条例を次のように制定するものとする。

平成30年11月28日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市病児保育所を設置するため、この条例を定めようとする。

中津川市病児保育所の設置等に関する条例

(設置)

第1条 児童が病気等の際に保護者が就労しているなどの事由により、集団保育又は家庭での保育が困難な保護者を支援し、安心して子育てができる環境を整備するため、中津川市病児保育所（以下「病児保育所」という。）を設置する。

(位置)

第2条 病児保育所の位置は、中津川市駒場1522番地の1とする。

(事業)

第3条 病児保育所は、次条に定める者を一時的に預かり、その症状に応じた保育をする事業を行う。

(対象者)

第4条 病児保育所を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 生後8月から小学校を卒業するまでの者
- (2) 病気の回復期に至っていない期間又は回復期にある者
- (3) 医療機関に入院する必要はないが、安静を必要とする者
- (4) 病児保育所を利用できると医師が認める者
- (5) 保護者の就労、傷病、家族の介護又は看護、その他社会的にやむを得ない事情により、家庭において保育が困難な者
- (6) 中津川市に住所を有する者

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要であると認める者について、病児保育所を利用させることができる。

(利用時間及び休所日)

第5条 病児保育所の利用時間は、午前8時から午後6時までとする。ただし、特に市長が認める場合は、この限りではない。

2 病児保育所の休所日は、中津川市の休日を定める条例（平成元年中津川市条例第29号）第1条第1項各号に規定する日とする。

(利用定員)

第6条 病児保育所の利用の定員は、規則で定める。

(職員)

第7条 病児保育所の職員の配置については、規則で定める。

(利用の許可)

第8条 病児保育所の利用をしようとする者（以下「利用児童」という。）の保護者は、病児保育所を利用する場合は、あらかじめ市長の許可を得なければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上特に必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用料等)

第9条 前条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用児童1人につき別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 市長は、利用者から使用料の算定に必要な書類の提出を求めることができる。

3 市長は、使用料のほか必要な実費を利用者から徴することができる。

4 既に納められた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、病児保育所の利用を許可しないことができる。

(1) 利用児童が感染性の疾患を有し、他者への感染のおそれがあると認めるとき。

(2) 利用児童の症状が重く、入院等の措置を必要とすると認めるとき。

(3) 第6条に定める利用の定員の数を超えると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該利用児童が病児保育所を利用することを市長が不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、利用児童が次の各号のいずれかに該当するとき、その許可を取消し、又は病児保育所の利用を停止させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

- (2) 利用児童が第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第8条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 前条各号の規定に該当する事実が認められるとき。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第9条関係）

世帯区分		使用料
多子世帯		無料
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯		無料
上記以外の世帯	4時間以上の利用	2,000円
	4時間未満の利用	1,000円

備考

- 1 多子世帯とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者を3人以上扶養する世帯をいう。
- 2 使用料は、利用児童1人につき1日当たりの金額とする。

議第108号

中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成30年11月28日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市民病院の標榜診療科の名称を変更するため、この条例を定めようとする。

中津川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年中津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総合病院中津川市民病院の項中「神経内科」を「脳神経内科」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第109号

工事請負契約の締結について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

中津川市長 青山節児

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 阿木交流センター建設工事（建築主体工事） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 207,023,040円 |
| 4 契約の相手方 | 中津川市付知町9595番地1
株式会社 田口建設
代表取締役 田口 秀典 |

議第110号

工事請負契約の締結について

中津川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年中津川市条例第3号）第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

中津川市長 青山節児

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 坂本290号線道路改良工事（第3工区） |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約金額 | 180,360,000円 |
| 4 契約の相手方 | 中津川市中川町3番24号
株式会社 加藤工務店
代表取締役 加藤 政太郎 |

議第111号

損害賠償の額の決定について

総合病院中津川市民病院における医療過誤に係る次の損害賠償の額の決定について、議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

中津川市長 青山節児

- 1 損害賠償の額 4,000,000円
- 2 損害賠償の相手方 当時 岐阜県在住の女性のご家族

議第112号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

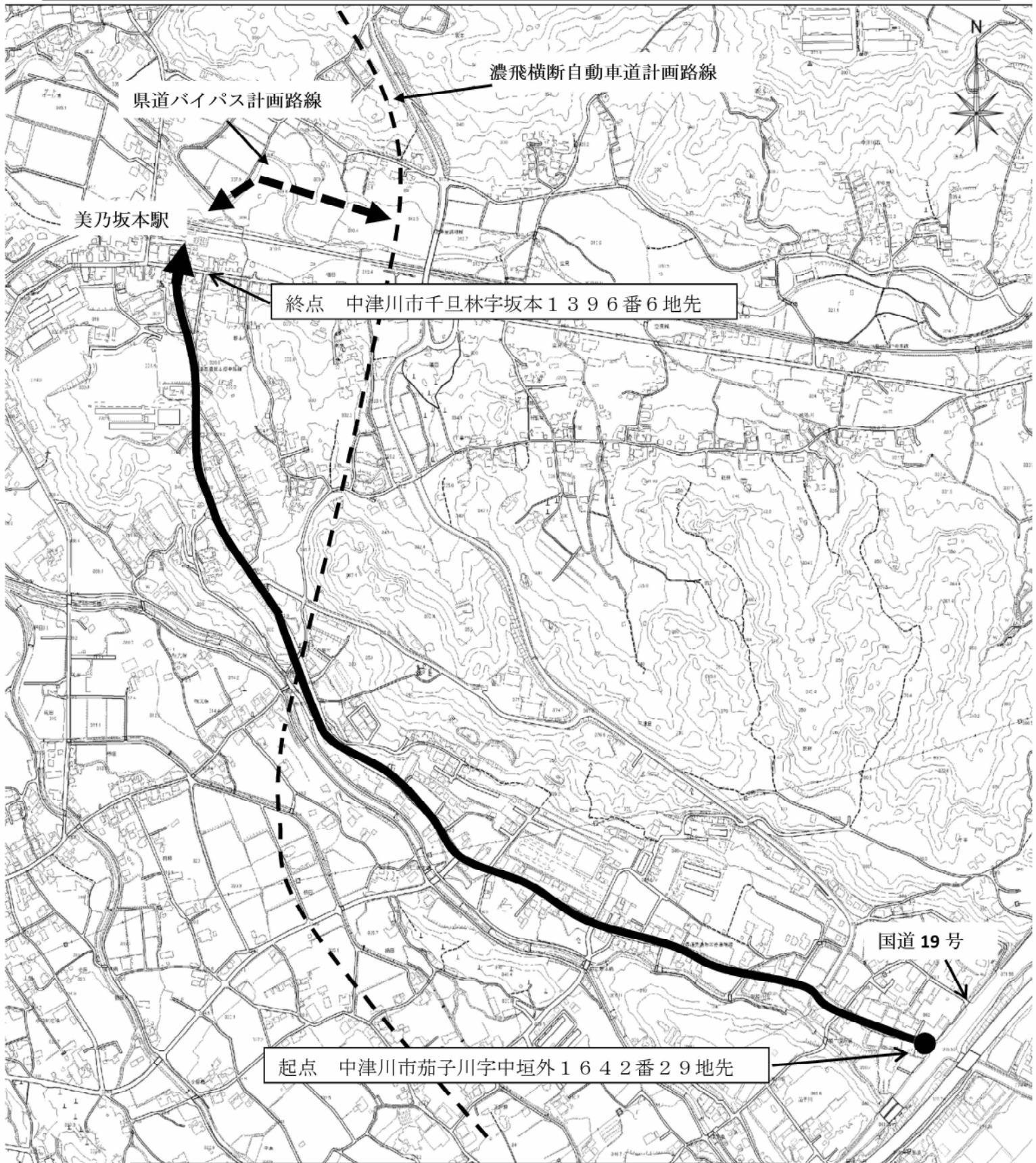
中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
3292	坂本292号線	中津川市茄子川字中垣外1642番29地先
		中津川市千旦林字坂本1396番6地先

位置図

縮尺 1/7,500

(資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
3292	坂本292号線	2,140.00	5.50~13.00	

議第113号

市道路線の変更について

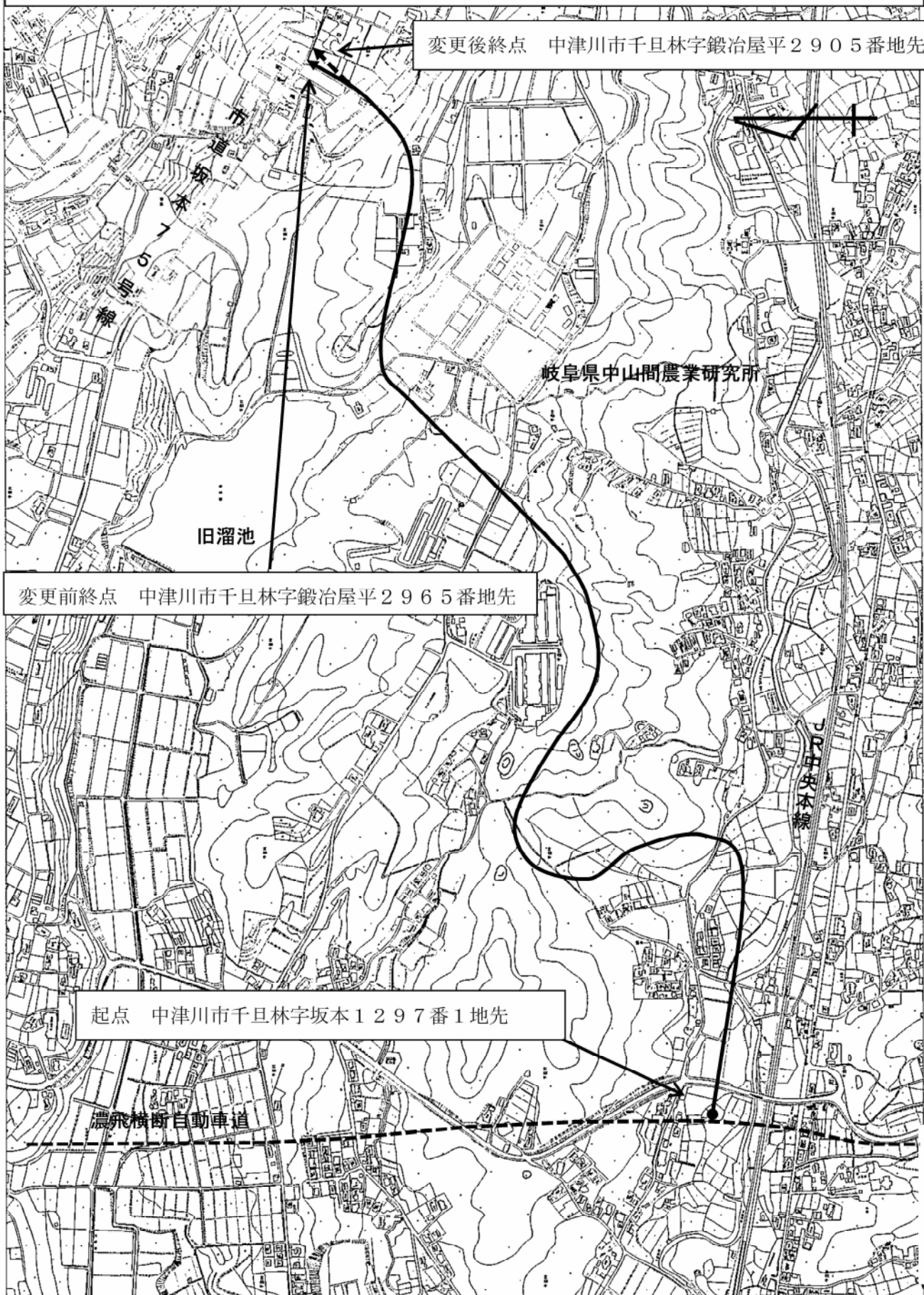
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	前後 の別	起	点
			終	点
3289	坂本289号線	前	中津川市千旦林字坂本1297番1地先	
			中津川市千旦林字鍛冶屋平2965番地先	
		後	中津川市千旦林字坂本1297番1地先	
			中津川市千旦林字鍛冶屋平2905番地先	

位置図 縮尺 1/9,000 (資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)		道路幅員 (m)	凡例
3289	坂本289号線	変更前	2,514.00	11.00~14.50	
		変更後	2,514.00	11.00~14.50	

議第114号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を廃止したいので、議会の議決を求める。

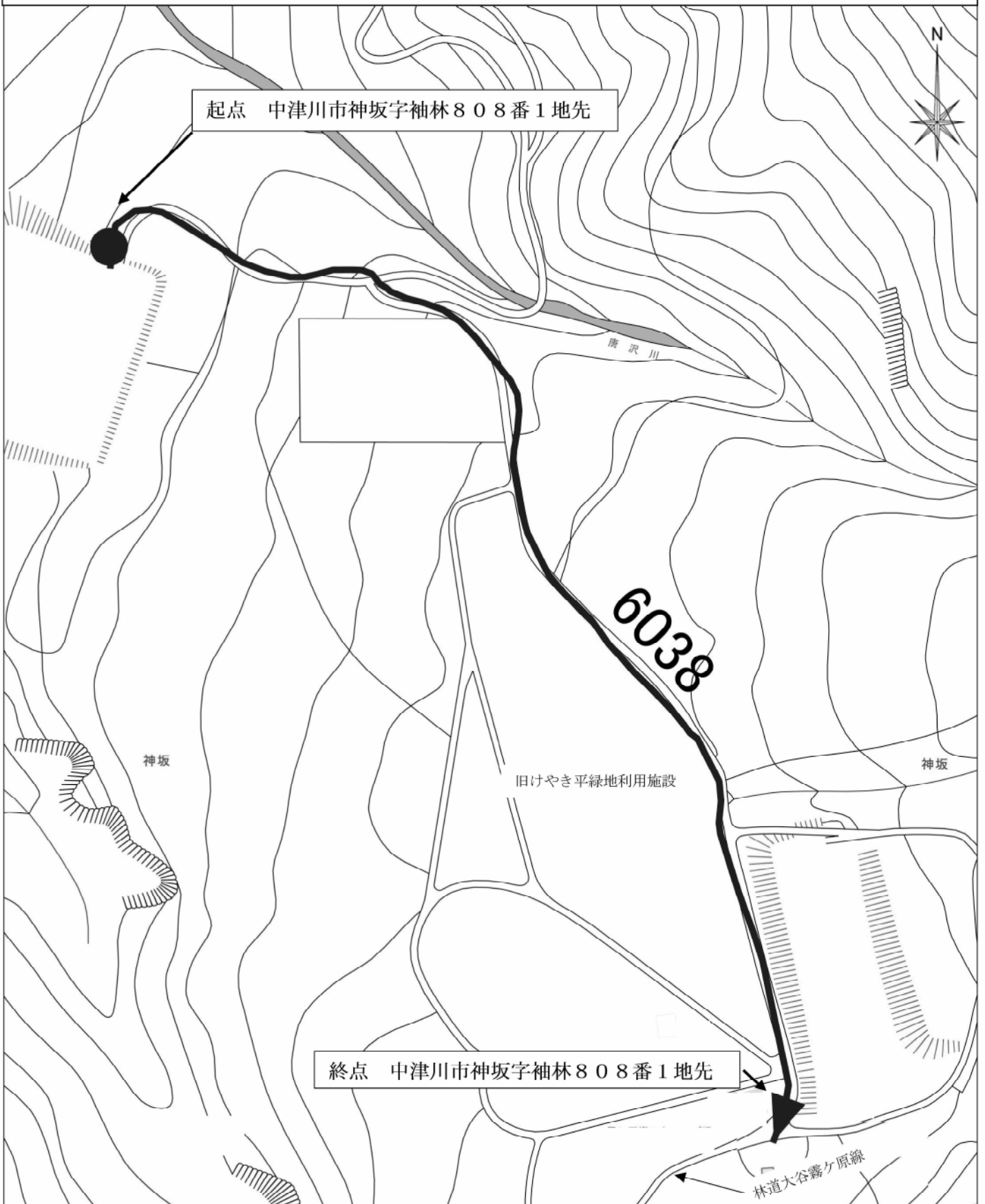
平成30年11月28日提出

中津川市長 青山節児

路線番号	路線名	起 点
		終 点
6038	神坂38号線	中津川市神坂字袖林808番1地先
		中津川市神坂字袖林808番1地先

位置図

縮尺 1/2,500 (資料)



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	凡例
6038	神坂38号線	634.80	3.55~10.24	

議第115号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市民運動場 中津川市手賀野169番地の1
	中津川市サンライフ 中津川市手賀野172番地の1
	中津川市勤労青少年ホーム 中津川市手賀野172番地
指定管理者	中津川市駒場町1番3号 三菱電機ライフサービス 株式会社 中津川支店
指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第116号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市東児童館 中津川市中津川2364番地の1721
	中津川市西児童館 中津川市駒場1249番地の12
	中津川市児童センター 中津川市かやの木町1番17号
	中津川市坂本ふれあい施設 中津川市千旦林1457番地の13
指定管理者	中津川市駒場字後洞1195番地の7 学校法人 恵峰学園
指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第117号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市にぎわいプラザ駐車場 中津川市小川町491番11
指定管理者	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商 株式会社
指定期間	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

議第118号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

平成30年11月28日提出

中津川市長 青山節児

管理を行わせる施設の 名称及び位置	中津川市間ノ根観光栗園 中津川市中津川字恵下地内
指定管理者	中津川市栄町1番1号 一般社団法人 中津川観光協会
指定期間	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで